

船橋市家庭教育指導員の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市家庭教育指導員（以下「指導員」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 教育委員会に指導員を置く。

(職務)

第3条 指導員は、専ら家庭教育に関する相談及び指導を行うほか、家庭教育セミナー等の企画、運営及び学習内容について指導及び助言する。

(任命)

第4条 指導員は、教育全般に関して豊かな識見を有し、かつ、家庭教育に関する指導技術を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(定数)

第5条 指導員は年度ごとに必要な数を定める。

(研修)

第6条 指導員は、常にその職務を行ううえに必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。